行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20230802	三球観光株式会社（法人番号2240001023016）代表者坂井田勝利	広島県東広島市西条町寺家6480番地の2	本社営業所	広島県東広島市西条町寺家6480番地の2	輸送施設の使用停止（60日車）	道路運送法第20条	令和5年2月28日、情報提供を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)	8	6
20230807	セントラル交通株式会社（法人番号2240001044152）代表者吉野博之	広島県東広島市志和町志和東4333-16	本社営業所	広島県東広島市志和町志和東4333-16	輸送施設の使用停止（60日車）	道路運送法第10条	令和5年3月16日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運賃又は料金の割戻しの禁止違反(道路運送法第10条)	6	6
20230822	有限会社八重タクシー（法人番号6240002029611）代表者田中宏幸	広島県山県郡北広島町蔵迫14番地	本社営業所	広島県山県郡北広島町蔵迫14番地	輸送施設の使用停止（60日車）及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項及び法27条第3項	令和4年11月22日及び令和5年2月14日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出・運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」第7条の2第1項)、(3)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)	6	6